

肉豚経営安定交付金（豚マルキン）の交付金単価の算定方法①

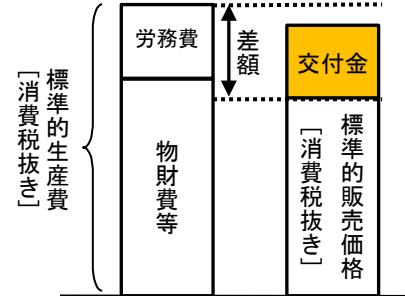
○制度の仕組み

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

(負担割合)

国：生産者 = 3 : 1

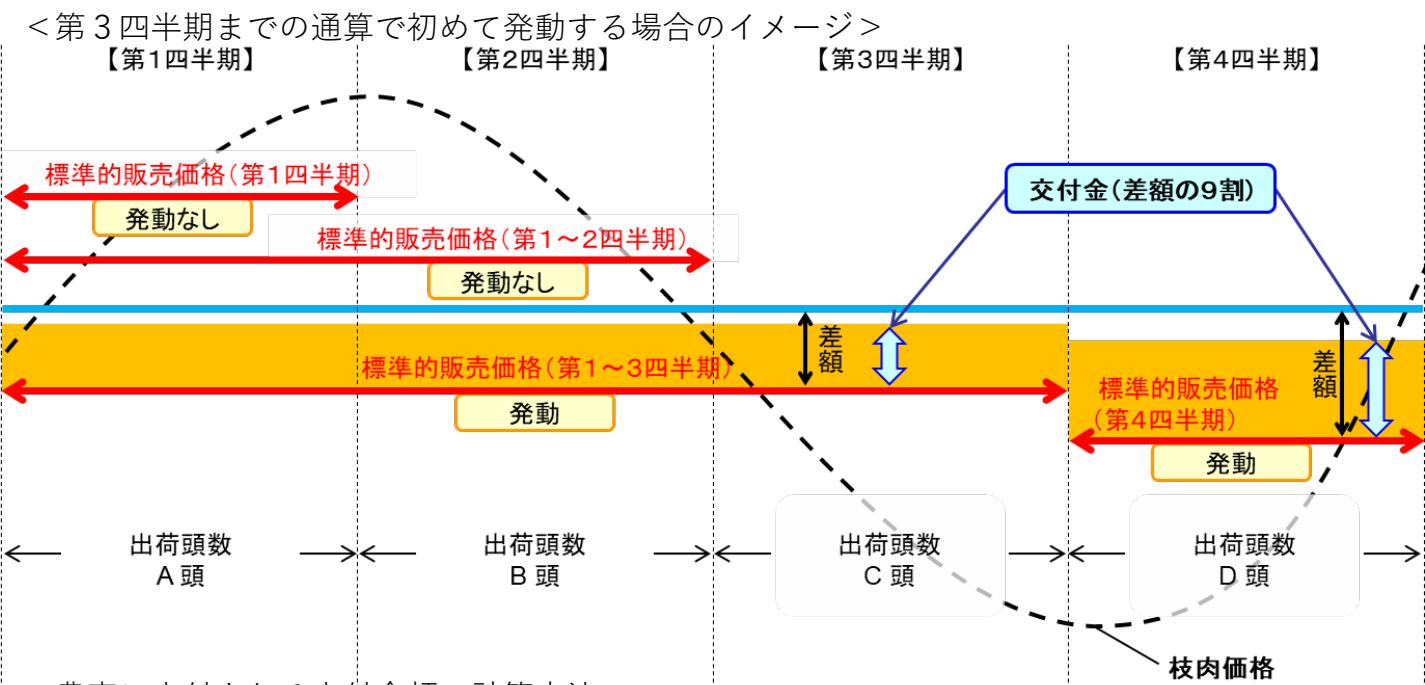
(交付金のうち1/4に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出)



○算出期間の考え方

・標準的販売価格と標準的生産費は四半期終了時に計算。

・当該四半期に発動がなかった場合は、次の四半期と通算して計算。



<農家に交付される交付金額の計算方法>

第1四半期	生産費 < 販売価格	⇒ 発動なし
第1～2四半期	生産費 < 販売価格	⇒ 発動なし
第1～3四半期	生産費 > 販売価格	⇒ $((\text{生産費} - \text{販売価格}) \times 0.9) \times (A + B + C)$
第4四半期	生産費 > 販売価格	⇒ $((\text{生産費} - \text{販売価格}) \times 0.9) \times (D)$

※標準的生産費は年度内を通じて一定と仮定

○交付金単価の算定

$$\text{交付金単価 (円/頭)} = [\text{標準的生産費}^1 - \text{標準的販売価格}^2] \times \text{補填率 (0.9)}$$

(消費税抜き)

肉豚経営安定交付金（豚マルキン）の交付金単価の算定方法②

1. 標準的生産費の算出

$$\text{標準的生産費 (円/頭)} = \text{生産費} + \text{と畜経費}$$

生産費統計の費目（飼料費、光熱水料等）ごとに、直近月の物価指数を乗じて物価修正を行い、生産費を算出

$$\left(\begin{array}{c} \text{生産費統計の各費用} \\ (\text{直近の肥育豚生産費統計}) \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{農業物価統計の物価指数等} \\ (\text{毎月公表}) \end{array} \right)$$

【令和7年度算定では、令和5年の肥育豚生産費統計を使用（令和7年3月公表）】

配合飼料価格安定制度の
補填金および積立金も加味。

主な生産費の項目の計算

(1) 配合飼料費 × 物価指数 (①物価修正 × ②配合飼料給与量の重み付け)

(2) 光熱水料及び動力費、労務費等 × 物価指数 (①物価修正)

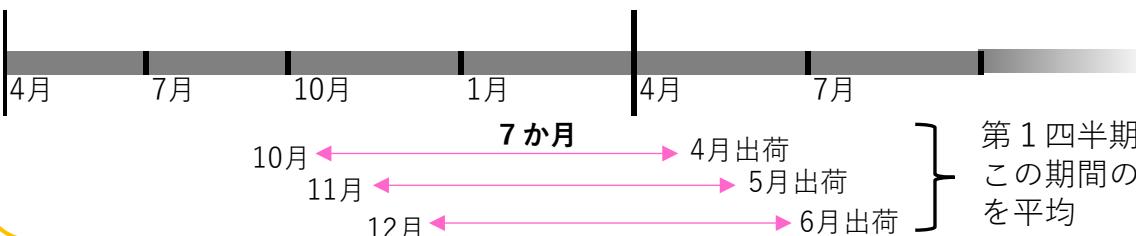
左記のほか、「配合飼料以外の流通飼料費」、「敷料費」、「建物費」、「自動車費」、「農機具費」を物価修正。
労務費は毎月勤労統計に基づく指標により補正（令和7年度より）。

①物価修正

算出期間の物価指数

豚の販売月から、配合飼料は肥育期間（5か月）を、その他の費用（上記（2））は飼養期間（7か月）を遡って指数を平均し、さらに算出期間の販売月数で平均

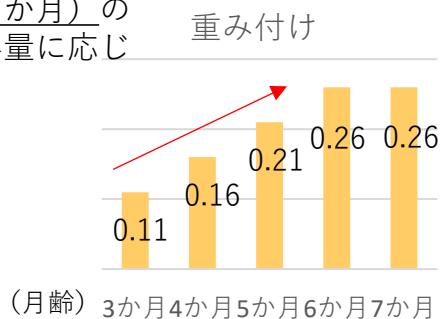
<物価修正の考え方：飼養期間>



第1四半期の場合は、
この期間の物価指数
を平均

②肥育月齢ごとに配合飼料給与量 での重み付け

配合飼料を給与する
肥育期間（5か月）の
配合飼料給与量に応じ
て重み付け



2. 標準的販売価格の算出

$$\text{標準的販売価格 (円/頭)} = \text{枝肉価格}^{\text{注1}} \times \text{枝肉重量}^{\text{注1}} + \text{副産物価額}^{\text{注2}}$$

注1：枝肉価格と枝肉重量は、25市場の格付規格「並」以上の加重平均

注2：生産費統計。事故畜、販売された子豚、繁殖雌豚、種雄豚及びきゅう肥。